

## 浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議要領

### (目的)

第1条 浜松市が発注する建設工事等の入札・契約業務の適正化、公正化を図るため浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 調整会議は、建設工事等の入札及び契約に関して庁内の調整を必要とする事項を審議する。

### (調整会議の組織)

第3条 調整会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、財務部長をもって充てる。

3 議長に事故あるときは、調達課長がその職務を代理する。

4 委員は、別記1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 調整会議は、必要に応じて議長が召集し、主宰する。

2 調整会議は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。可否が同数のときは議長の決するところによる。

3 調整会議は、部会を設けることができる。部会の運営については議長の定めるところによる。

4 議長は、審議の結果を市長に報告しなければならない。

5 調整会議及び会議録は、非公開とする。

### (幹事会)

第5条 調整会議に幹事会を置くものとし、本庁、北区役所、浜北区役所及び天竜区役所に置く。

### (幹事会の所掌事務)

第6条 幹事会は、次の各号に掲げる事項について調整し、原案を作成する。

#### 1 本庁

(1) 工事請負契約等に係る入札参加者の資格申請及び指名等に関する要綱第3条に基づく総合数値の調整及び第4条第1項に基づく競争入札参加者の格付の決定

(2) 優良工事施行業者選考要領第3条及び第4条に基づく優良工事施行業者の選考

(3) 建設工事(設計金額が250万円以下の工事で詳細な設計を省略しても適正な履行が確保できるもの(以下「小額工事」という。)を除く)及び設計・測量・地質調査等の委託業務について次のアからオに掲げる事項

ア 発注工事等の入札方法に関する事項

イ 一般競争入札参加資格及び参加資格確認審査に関する事項

ウ 指名競争入札及び公募型指名競争入札に参加させようとする指名業者の選定

に関する事項

- エ 随意契約を適用しようとする場合の、見積書徴取業者の選定に関する事項
- オ 特定建設工事共同企業体への発注対象工事に関する事項
- カ 総合評価落札方式による競争入札の落札者決定基準及び技術提案等の審査に関する事項

- (4) 入札契約制度に関する事項
- (5) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第 6 条に規定する入札参加停止の審査に関する事項
- (6) 浜松市低入札価格取扱要領第 4 条に規定する低入札が行われた場合、当該入札者を契約の相手方とすることの適否に関する事項
- (7) 浜松市入札談合情報処理要領に規定する次のアからオに掲げる事項
  - ア 入札談合情報の信ぴょう性の有無
  - イ 事情聴取の実施の要否
  - ウ 関係各機関への通報の要否
  - エ 入札執行、契約締結及び契約履行等の具体的対応
  - オ その他公正な入札を妨げるおそれがある場合の対応
- (8) 工事現場等における施工体制の点検要領の 5 に規定する審議
- (9) 浜松市契約後 V E 方式要領第 2 条に基づく契約後 V E を実施する工事の指定
- (10) 一般競争入札における入札時 V E 方式実施要領第 2 条に基づく入札時 V E を実施する工事の指定
- (11) 調整会議から付議された事項
- (12) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領第 4 条に規定する事項

## 2 北区役所、浜北区役所及び天竜区役所

- (1) 建設工事（小額工事を除く）及び設計・測量・地質調査等の委託業務について次のアからウに掲げる事項
  - ア 発注工事等の入札方法に関する事項
  - イ 一般競争入札参加資格及び参加資格確認審査に関する事項
  - ウ 指名競争入札に参加させようとする指名業者の選定に関する事項
  - エ 随意契約を適用しようとする場合の、見積書徴取業者の選定に関する事項
- (2) 浜松市低入札価格取扱要領第 4 条に規定する低入札が行われた場合、当該入札者を契約の相手方とすることの適否に関する事項
- (3) 工事現場等における施工体制の点検要領の 5 に規定する審議
- (4) 浜松市契約後 V E 方式実施要領第 2 条に基づく契約後 V E を実施する工事の指定
- (5) 一般競争入札における入札時 V E 方式実施要領第 2 条に基づく入札時 V E を実

#### 施する工事の指定

#### (6) 浜松市入札談合情報処理要領に規定する次のアからオに掲げる事項

- ア 入札談合情報の信ぴょう性の有無
- イ 事情聴取の実施の要否
- ウ 関係各機関への通報の要否
- エ 入札執行、契約締結及び契約履行等の具体的対応
- オ その他公正な入札を妨げるおそれがある場合の対応

#### (幹事会の主宰者及び組織)

第7条 幹事会は、本庁にあっては調達課長が、北区役所、浜北区役所及び天竜区役所にあっては区振興課長が主宰する。ただし、主宰者に事故あるときは、あらかじめ主宰者の指名する幹事はその職務を代理する。

2 幹事は、別記2に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (幹事会の会議)

第8条 幹事会は原則として毎週1回開催するものとする。ただし、主宰者が必要があると認める場合は、これを変更することができる。

2 幹事会は、構成員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の3分の2以上の多数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、主宰者が緊急を要すると認めた場合の会議は、主宰者及び主宰者が指名する2名以上の幹事の協議をもって代えることができる。

4 主宰者は、その所掌事務を遂行するために必要がある場合は、関係職員に資料の提出を求め又は幹事会に出席させることができる。

5 契約担当課長は、幹事会が作成した原案に基づき速やかに施行の決裁を受け、必要な措置を行わなければならない。

#### (庶務)

第9条 調整会議の庶務は、契約担当課において行う。

#### (秘密の保持)

第10条 調整会議及び幹事会に出席し又は関係した職員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

#### (その他)

第11条 この要領に定めのない事項又はこの要領によりがたい事項は、必要なつど調整会議又は幹事会の審議を経て定める。

#### 附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

2 浜松市建設工事等業者選定委員会要綱(昭和57年4月1日施行)及び浜松市公正入札調査委員会要領(平成7年4月1日施行)は、平成14年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

別記 1（第 3 条第 4 項関係）

財務部長 調達課長 技術監理課長 農地整備課長 都市計画課長 市街地整備課長  
住宅課長 公共建築課長 公園課長 道路企画課 道路保全課長 河川課長 南土木  
整備事務所長 北土木整備事務所長 東・浜北土木整備事務所長 天竜土木整備事務  
所長 水道工事課長 下水道工事課長

別記 2（第 7 条第 1 項関係）

本庁： 調達課長 技術監理課長 農地整備課長 市街地整備課長 公共建築課長  
公園課長 土木部参与、南土木整備事務所長 北土木整備事務所長 東・浜北土  
木整備事務所長 天竜土木整備事務所長 水道工事課長 下水道工事課長  
北区役所： 区振興課長 まちづくり推進課長 北部上下水道課長補佐 北土木整備事  
務所副所長 北土木整備事務所専門監  
浜北区役所： 区振興課長 まちづくり推進課長 北部上下水道課長 東・浜北土木  
整備事務所副所長 公共建築課長補佐  
天竜区役所： 区振興課長 天竜森林事務所長 まちづくり推進課長 天竜上下水道課長  
天竜土木整備事務所副所長